

関市庁舎等における自動販売機設置に係る電気料金及び水道料金について

自動販売機設置業者が、当該施設管理担当課と協議し、当該施設の電気又は水道を使用する場合における電気料金及び水道料金については、次により算出する額を納入するものとする。

1 電気料金

(1) 子メーターを設置して使用する自動販売機

電気料金（月額・円未満切捨て）＝当該施設の当月の電気料金×当該施設の使用電力量に対する当該メーターの表示する月間消費電力量の割合×消費税及び地方消費税を合算

(2) 子メーターを設置しないで使用する自動販売機

電気料金（月額・円未満切捨て）＝{当該施設の電気基本料金×当該自動販売機の定格消費電力＋電力量料金単価（円/kwh）×（当該自動販売機の定格消費電力×稼働率×24時間）×当該月の日数}×（消費税及び地方消費税を合算）

※ 電力量料金単価：電力量料金単価±燃料費調整単価

稼働率：0.5

2 水道料金

当該施設管理担当課と協議し、当該施設の水道設備を利用する場合における水道料金については、関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号）第28条に規定する量水器の口径13ミリメートルの基本料金相当額とする。